

○内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省、
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産

業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第二章の二 事業適応の円滑化</p> <p>第一節 事業適応計画（第十一条の二― 第十一条の六）</p> <p>第二節 特例措置（第十一条の七―第十 一条の二十）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第二章の二 事業適応の円滑化</p> <p>第一節 事業適応計画（第十一条の二― 第十一条の六）</p> <p>第二節 特例措置（第十一条の七―第十 一条の二十一）</p>

第三章 事業再編の円滑化

第一節 事業再編計画（第十二条―第十

六条）

第二節 特別事業再編計画（第十七条―

第二十一条の三）

第三節 特例措置（第二十二条―第四十

一条の二）

第四章 創業等の支援（第四十二条―第四

十六条）

第五章 雑則（第四十七条―第五十二条）

附則

（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に

第三章 事業再編の円滑化

第一節 事業再編計画（第十二条―第十

六条）

第二節 特別事業再編計画（第十七条―

第二十一条の三）

第三節 特例措置（第二十二条―第四十

一条の二）

第四章 創業等の支援（第四十二条―第四

十六条）

第五章 雑則（第四十七条―第五十二条）

附則

係る課税の特例)

第十一条の二十 法第二十一条の三十五第二
項の主務大臣の確認を受けようとする認定
事業適応事業者は、認定事業適応計画の実
施期間内の各事業年度において、当該各事
業年度終了後一月以内に、様式第十八の十
九による確認申請書（以下この条において
「確認申請書」という。）を、主務大臣に
提出しなければならない。

2 主務大臣は、確認申請書のほか、当該認
定事業適応計画に係るエネルギー利用環境
負荷低減事業適応が法第二十一条の三十五
第二項の規定に基づく我が国産業の基盤強

第十一条の二十及び第十一条の二十一 削除

化に特に資することその他主務大臣が定める基準（令和七年財務省・経済産業省告示第五号。次項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 | 主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかにエネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準に照らしてその内容を審査し、当該認定事業適応計画に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応がエネルギー利用環境負荷低減事業適応特例基準に適合するもの

であることを確認したときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者の様式第十八の二十による確認書を交付するものとする。

(創業支援等事業計画の認定の申請)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 市町村が実施する創業支援等事業と連携

して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。

）が実施する創業支援等事業がある場合には、申請書の提出は、次に掲げる書類を添

(創業支援等事業計画の認定の申請)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 市町村が実施する創業支援等事業と連携

して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。

）が実施する創業支援等事業がある場合には、申請書及びその写しの提出は、次に掲

付して行わなければならない。

一〇四 (略)

。 げる書類を添付して行わなければならない

一〇四 (略)

様式第十八を次のように改める。

様式第十八（第 11 条の 2 第 1 項関係）

事業適応計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号
住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法（以下「法」という。）第 21 条の 22 第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

事業適応計画

1. 事業適応の目標

(1) 事業適応に係る事業の目標

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2. 事業適応の内容及び実施時期

(1) 事業適応に係る事業の内容

① 事業適応の種類

② 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

③ 事業適応の具体的内容

(2) 事業適応を行う場所の住所

(3) 事業適応に伴う設備投資等の内容

(4) 事業適応の実施時期

① 事業適応の開始時期及び終了時期

② 毎事業年度の実施予定

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

① 必要な資金の額及び調達方法の概要

② 必要な資金の額及び調達方法

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

4. その他

(備考)

1. 申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
4. 第11条の2第2項各号に掲げる書類及び同条第3項の規定による求めに係る書類を添付すること。
5. 法第21条の35第1項の規定による確認を受けたい場合は、この申請書に様式第18の17を併せて提出すること。

(記載要領)

1. 事業適応の目標

- (1) 事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）にあつては、別表1により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和3年財務省・経済産業省告示第6号。以下「実施指針」という。）第3項第2号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。
- (2) 下記2.（1）①で記載する事業適応の類型（複数記載する場合はその全て）に応じ、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標（実施指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。ただし、情報技術事業適応に係る数値目標については、この申請書に様式第18の17を添えて提出する場合は、任意記載事項とし、また、生産工程効率化等設備に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち事業所又は事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量が増加する計画を策定する者は、今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大により、市場の獲得を目指す旨を記載し、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち2.（2）に記載する住所において既に2.（1）①に記載する産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている者は、本認定申請書の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（6以上の事業年度において生産及び販売を行っている場合は、前事業年度を含む連続する5事業年度）の生産数量及び販売数量を事業年度別に記載する。
- (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

2. 事業適応の内容及び実施時期

(1) 事業適応に係る事業の内容を記載する。

- ① 法第2条第12項各号に掲げる事業適応の類型（①情報技術事業適応及び②エネルギー利用環境負荷低減事業適応）のいずれに該当するか（複数該当する場合は全て）を記載する。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画を申請する場合には、生産する産業競争力基盤強化商品を半導体・自動車・鉄鋼・基礎化学品・燃料のうちから選択し記載する。また、半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記載すること。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和7年経済産業省令第16号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第1号イに規定する半導体。

	パワー半導体 (けい素)	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ(1)に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。
	パワー半導体 (炭化けい素・窒化ガリウム)	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ(1)に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ(2)に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ(3)に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第3条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

- ② 計画の対象となる事業(日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。)を明記するとともにその選定理由を記載する。
- ③ 事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型(複数記載した場合はその全て)に応じ、次の事項を説明する。
- (イ) 情報技術事業適応にあつては、実施指針第2項第1号ハに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。
- (ロ) エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあつては、1.(2)に記載する目標の達成に向けた具体的な取組の内容。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係る事業適応計画にあつては、産業競争力基盤強化商品省令において定める産業競争力基盤強化商品の要件が満たされることが明確となるよう、生産及び販売する商品の詳細を記載する。
- (2) 事業適応を行う場所の住所を記載する。
- (3) 上記(1)①で記載した事業適応の類型(複数記載した場合はその全て)に応じ、別表2により、事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。
- (4) 事業適応の実施時期について記載する。
- ① 事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
- ② 別表3により、毎事業年度の実施予定を記載する。
- (5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては任意記載事項とする。
- ① 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

② 必要な資金の額及び調達方法は、別表4により記載する。

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

原則、第11条の2第2項第5号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。

4. その他

この申請書の提出と併せて様式第18の17を提出する場合は、その旨を記載する。資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては、別表5により必要な事項を記載する。

産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、以下の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）を記載する。

- (1) 付加価値の創出を実現するための生産性の向上及び需要の拡大に関する現状の取組及び今後の取組方針、並びに事業適応を実施する事業所における産業競争力基盤強化商品の販売を行う事業年度ごとの付加価値率の数値目標
- (2) 生産及び販売する産業競争力基盤強化商品に応じて事業分野別実施指針に定める、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針、及び当該取組方針に係る数値目標
- (3) 生産活動の安定化に向けた現状の取組及び今後の取組方針。具体的には、主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組の方針
- (4) 継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた現状の取組及び今後の取組方針
加えて、自動車、鉄鋼、基礎化学品又は燃料の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、(5)の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）
- (5) 当該産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の定量的な削減量（次に掲げる産業競争力基盤強化商品の区分に応じ次に定める商品との比較）及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性
 - ① 自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。） 自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるもの）
 - ② 鉄鋼 高炉又は転炉を使用して製造された鉄鋼
 - ③ 基礎化学品 化学製品の原材料である化学品であつて化石燃料に由来するもの
 - ④ 燃料 化石燃料

別表1（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）

環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法

(注) 外部評価機関（第 11 条の 2 第 2 項第 8 号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表 2-1 (情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容)

情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 全ての設備等

	事業者名	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)	税制対象
1								
2								
3								
合計							()	

(注)

- 「種類」は、ソフトウェアや機械及び装置、繰延資産など、税務上の種類を記載すること。
- 「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。繰延資産については、当該繰延資産に係るソフトウェア等の機能について記載すること。
- 「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。
- この申請書に様式第 18 の 17 を添えて提出する場合において、租税特別措置法の定めるところにより租税特別措置の適用を受けようとするときは、当該設備等の税制対象の有無を記載する。
- 税制対象外設備を含む場合は、合計金額欄において、内数として括弧書で税制対象設備の合計金額を記載すること。

(2) 上記 (1) のうちデータ連携に必要なソフトウェア等

	ソフトウェア等の名称	ソフトウェア等の機能	「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」における役割
1			
2			

(注) ソフトウェア等とは、取得又は製作をするソフトウェア及び情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアでその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出の対象となるものをいう。

別表 2-2 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 企業及び事業所の概要

中小企業者等の該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量（原油換

			算) 3,000 キロリットル以上の該当の有無

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. 「中小企業者等」とは、租税特別措置法第 10 条の 5 の 6 第 9 項第 1 号に規定する中小事業者又は同法第 42 条の 12 の 7 第 6 項第 1 号に規定する中小企業者をいう。該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。
3. 「エネルギー使用量 (原油換算) 3,000 キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

(2) 生産工程効率化等設備の内容

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率 (%)	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)
1							
2							
3							
合計							

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. 「種類」は、生産工程効率化等設備の税務上の区分 (機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物又は車両及び運搬具) を記載すること。
3. 「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。
4. 「炭素生産性の向上率」は、生産工程効率化等設備に関する命令 (令和 3 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 3 号) に基づき、計算した値を記載すること。ただし、設備が車両 (列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。) の場合にあつては、併せて鉄道業の事業適応の実施に関する指針 (令和 6 年国土交通省告示第 289 号) 第 4 号に規定する「エネルギー利用環境負荷低減事業適応についての要件」に基づき、計算した値を記載すること。なお、設備の導入前は、基準年度 (実施指針に規定する基準年度を用いる。) の値とし、設備の導入後は、設備を導入する年度の値とする。ただし、設備を導入する年度については、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあつては、その翌年度とすることができる。

(3) 半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内容

	種類	設備等の名称	数量	新規投資	事業供用時期	合計金額 (千円)
--	----	--------	----	------	--------	-----------

1						
2						
3						
					合計	

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び生産工程効率化等設備の導入に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. 「種類」は、半導体生産用資産（租税特別措置法第42条の12の7第7項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第10項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）及びこれらとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産（以下「特定減価償却資産」という。）の税務上の区分（機械及び装置、建物、建物附属設備、構築物）を記載すること。
3. 特定減価償却資産は、当該特定産業競争力基盤強化商品の生産設備が設置された工場に現にある申請者が取得した生産設備（当該事業適応計画の認定の日以前に取得したものも含む。）及び自動車産業の事業適応の実施に関する指針（令和3年経済産業省告示第160号）第3号ロ（2）に規定する生産設備に該当するものを記載すること。
4. 「設備等の名称」は、生産及び販売を計画する産業競争力基盤強化商品に係る半導体生産用資産又は特定商品生産用資産（以下「半導体生産用資産等」という。）及び特定減価償却資産の具体的な内容を記載する。
5. 「新規投資」は、当該半導体生産用資産等の取得が、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）の施行の日以後における、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定にて、新規導入される設備の価額や当該投資の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合、「○」を記載する。
6. 「事業供用時期」は、半導体生産用資産等の事業供用を予定する年月を記載する。既に事業の用に供している特定減価償却資産については、「事業供用済」と記載する。
7. 「合計金額」は、半導体生産用資産等については予定する取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と本認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額を記載する。

別表2-3（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

--

(注) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内

容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表 3-1 (事業適応の実施時期)

事業適応の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	

(注)

1. 計画の実施期間に応じて年度ごとに記載する。
2. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては、環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表 3-2 (半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売計画)

年度	産業競争力基盤強化商品の名称	生産数量	販売数量	主な販売先

(注)

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始日以後 10 年以内の日を含む各事業年度のうち、生産又は販売を予定している年度における計画を記載すること。
2. 「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品省令第 1 号イ及びロ (1) から (3) まで、第 2 号イ及びロ、第 3 号、第 4 号イからナまで並びに第 5 号イ及びロに掲げるもののいずれに該当するかを記載すること。

3. 産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量は、産業競争力基盤強化商品省令の要件を満たすものの数量（燃料にあつては、化石燃料に係る部分を除く。）を記載するものとし、その単位は、生産及び販売を行う産業競争力基盤強化商品に応じてそれぞれ以下のとおりとする（以下同じ。）。

- (1) 半導体：枚（200 ミリウエハー換算）
- (2) 自動車：台
- (3) 鉄鋼：トン
- (4) 基礎化学品：トン
- (5) 燃料：リットル

別表 4（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額							

（注）

1. 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2. 法第 21 条の 24 第 1 項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合にあつては、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

別表 5（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

- (1) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

- (2) 自社の事業活動における気候変動の重要性

- (3) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

（注）

1. 外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

2. 公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、(3)の記載は要しない。

様式第十八の十九及び様式第十八の二十を次のように改める。

様式第十八の十九（第 11 条の 20 第 1 項関係）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号
住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法第 21 条の 35 第 2 項の確認を受けたいので、申請します。

記

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

--

2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

(1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容

--

(2) 半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容並びにこれらの資産に投資した金額の内訳

	種類	設備等の名称	数量	取得時期	事業供用時期	投資額 (千円)
1						
2						
3						
合計						

(注)

- 半導体生産用資産等とは、半導体生産用資産（租税特別措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第 10 項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。
- 特定減価償却資産とは、半導体生産用資産等とともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。以下同じ。

3. 「投資額」は、半導体生産用資産等については取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と事業適応計画の認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額（認定事業適応計画別表2-2(3)に記載された額）を、それぞれ記載する。

(3) 当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

産業競争力基盤強化商品の種類	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売先	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量

(4) 当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の合計

産業競争力基盤強化商品の種類	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の生産数量の合計	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量の合計

(5) 認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の販売数量

(6) 半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

事業供用日からの期間	調整後販売数量	返品等数量
事業供用日から事業供用日以後7年を経過する日までの期間		

事業供用日以後7年を経過する日の翌日から事業供用日以後8年を経過する日までの期間		
事業供用日以後8年を経過する日の翌日から事業供用日以後9年を経過する日までの期間		
事業供用日以後9年を経過する日の翌日以後の期間		

(7) その他

--

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 当該認定事業適応計画及びそれに係る第11条の20第2項の規定による求めに係る書類を添付すること。

(記載要領)

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

認定事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標を記載する。
2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容
 - (1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容

事業適応について確認を求める年度（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行った事業年度であり、本様式により産業競争力強化法第21条の35第2項の確認をを求める年度をいう。以下同じ。）とともに、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う場所などを記載する。
 - (2) 半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容

認定事業適応計画に従ってその認定の日から当該事業年度終了の日までに取得及び事業供用をした半導体生産用資産等及び特定減価償却資産について、認定事業適応計画における半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内訳と整合的な形で、当該半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額及び取得時期、事業供用の開始年月日を記載し、それを確認できる書類を添付して提出する。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。
 - (3) 確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

様式の表の形式にて整理し記載する。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。また、納品書など、産業競争力基盤強化商品の販売先、販売数量の証拠となる書類を添付すること。確認を求める事業年度の生産数量については、認定事業適応計画における半導体生産用資産等を用いて生産した産業競争力基盤強化商品の数量を記載すること。

産業競争力基盤強化商品のうち半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスタ上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記

載すること（以下（4）も同じ。）。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和7年経済産業省令第16号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第1号イに規定する半導体。
	パワー半導体（けい素）	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（1）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。
	パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム）	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（1）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（2）に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（3）に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第3条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第2号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

（4） 確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計

産業競争力基盤強化商品の種類別に、当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計を記載すること。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。

（5） 認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

当該認定事業適応計画の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている事業年度に限るものとし、当該申請日を含む事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度の全てにおいて産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている場合には当該5年以内に開始した事業年度とする。）の各事業年度における当該産業競争力基盤強化商品の販売数量（当該認定事業適応計画2.（2）に記載された住所において、当該認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量として、当該認定事業適応計画1.（2）に記載されたもの）を当該各事業年度の月数の合計数で除し、これに当該確認を求める事業年度の月数を乗じて計算した数量を記載すること。

(6) 半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

半導体生産用資産等の事業供用日からの経過期間ごとの、確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の調整後販売数量及び返品等数量を記載すること。

- ① 調整後販売数量については、上記(4)に記載した数量から上記(5)に記載した数量を控除した数を記載すること。
- ② 返品等数量については、次に掲げる数量の合計数量を調整後販売数量を上限として記載すること。

イ 確認を求める事業年度において、認定事業適応事業者へ返品された数量及び認定事業適応事業者がその関係会社等(当該認定事業適応事業者の関係会社(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。)及び当該認定事業適応事業者と同一の親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。)をもつ会社をいう。以下同じ。)に販売した産業競争力基盤強化商品のうちその関係会社等に対して返品された数量の合計

ロ 当該認定事業適応事業者による下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第7条の規定に基づく勧告又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令若しくは同法第62条に規定する納付命令の対象となる違反行為があったものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された産業競争力基盤強化商品として主務大臣が確認したものの数量

(7) その他

- ① 認定事業適応計画に記載された、付加価値の創出を実現するための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された当該事業年度における付加価値率の目標と、事業適応を行う事業所における当該事業年度の付加価値額及び付加価値率の実績値を記載すること。
- ② 認定事業適応計画に記載された、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された、経済波及効果に関する指標の目標と、当該事業年度における同指標の実績値を記載すること。
- ③ 認定事業適応計画に記載された、安定的な生産活動が行われるための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。
- ④ 認定事業適応計画に記載された、継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた取組に関する方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。
- ⑤ 認定事業適応計画に記載された、産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の削減量の更なる拡大に向けた取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。ただし、半導体の生産及び販売に係る認定事業適応計画については、記載を要しない。

- ⑥ 本申請書が提出された日における、認定事業適応事業者による下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針の公表の有無を記載すること。

様式第十八の二十（第11条の20第3項関係）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで申請のあったエネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認について、産業競争力強化法第21条の35第2項の規定に基づく我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準に適合するものであることを確認しました。

記

1. 確認をした年月日
2. 申請者の名称及び代表者の氏名
3. 申請者の住所
4. 認定事業適応計画の概要
5. 認定事業適応計画に従って取得した半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額の合計
6. 認定事業適応計画に記載されている産業競争力基盤強化商品の種類及び当該事業年度における販売数量

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった確認申請書及び別紙の写しを添付する。

(記載要領)

「認定事業適応計画の概要」では、様式第18の19と併せて提出された様式第18又は様式第18の5に係る事業適応計画の産業競争力強化法第21条の35第2項の規定に基づく我が国産業の基盤強化に資することその他主務大臣が定める基準への適合性を明らかにすること。

「認定事業適応計画に記載されている産業競争力基盤強化商品の種類及び当該事業年度における販売数量」では、産業競争力基盤強化商品の種類別に、我が国産業の基盤強化に資することその他主務大

臣が定める基準第1号の規定に基づき確認した当該産業競争力基盤強化商品の販売数量を記載すること。

様式第四十七を次のように改める。

様式第四十七（第48条第1項関係）

年度における認定事業適応計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号
住 所 称
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた事業適応計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業適応計画の目標の達成状況

(1) 事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

(2) 生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

2. 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

3. その他

(備考)

1. 申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業適応計画の目標の達成状況

- (1) 事業適応計画に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
- (2) 生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況（認定事業適応計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
- (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況（認定事業適応計画に記載した指標を用いる。）を記載する。

2. 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、別表1により計画と

実績を対比させて記載する。なお、半導体生産用資産又は特定商品生産用資産（以下「半導体生産用資産等」という。）による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者は、別表2により、半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売実績を記載すること（ただし同一事業年度について、様式第18の19による確認申請書を提出する場合には、記載を要しない。）。

- (1) 指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。
- (2) 租税特別措置法に基づく課税の特例措置の適用を受けた場合において、第51条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、第48条第1項の規定による報告に併せて課税の特例に関する報告をするときは、その内容を記載する。

なお、準備金方式による特別償却を行ったときは、特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載すること。また、特別償却不足額がある場合において当該特別償却不足額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額を損金に算入したときはその額を、又は準備金方式による特別償却を行った際にその積立額が特別償却限度額に満たない場合において当該特別償却限度額と積立額の差額の範囲内で特別償却準備金を積み立てたときは特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載する。

3. その他特筆すべき事項を記載する。

別表1

実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

別表2

半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売実績

年度	産業競争力基盤強化商品の名称	生産数量	販売数量	主な販売先

(注)

1. 「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和7年経済産業省令第16号）に規定する商品の中から選択して記載すること。
2. 産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。
 - (1) 半導体：枚（200ミリウエハー換算）
 - (2) 自動車：台
 - (3) 鉄鋼：トン
 - (4) 基礎化学品：トン
 - (5) 燃料：リットル

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和七年三月二十五日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。